施術所開設の手引き

この手引きでは、あん摩、マッサージ、指圧業、はり業、きゅう業および柔道整復業を行う施術所の開設について説明します。

1　開設届

① 開設のながれ

事前相談		開設		開設届		検査		副本の交付
構造設備や添付書類、開設の日程、広告などについてあらかじめご相談ください	▶	施設が整い、施術を開始できる状態です	▶	開設後 10 日以内に保健所窓口に届け出てください	▶	保健所の監視員が施設の検査に伺います	▶	開設届の副本をお渡しします

② 開設の手続き

開設届を開設後 10 日以内に保健所へ提出してください。

提　出　書　類		提出部数	注　意　事　項
施術所開設届		2	柔道整復とあんま・はり・きゅうでは様式が異なります。保健所の窓口で配布している他、HP からダウンロードできます。
添付文書	業務に従事する施術者の免許証の写し	2	免許証本証と照合しますので、写しとともに本証を窓口にお持ちください。
	身分証明書の写し	2	身分証明書原本（運転免許証やパスポートなど、写真付きのものが望ましい）と照合しますので、写しとともに原本を窓口にお持ちください。
	施術所の平面図	2	ベッド・機器類の配置、各室の用途、寸法および面積、外気開放面積と位置または換気装置の位置、消毒設備の位置を記入してください。
	施術所への案内図	2	最寄の駅等から施術所までがわかるもの。
	定款の写しおよび登記事項証明書（開設者が法人の場合）	2	目的に施術所の運営が含まれている必要があります。登記事項証明書のうち 1 通は写しでかまいません。

２　構造設備基準

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師に関する法律施行規則第 25 条および柔道整復師法施行規則第 18 条により構造設備基準が設けられています。開設にあたっては下記の事項に適合するようにしてください。

１　6.6 ㎡以上の専用の施術室を有すること。

２　3.3 ㎡以上の待合室を有すること。

３　施術室は室面積の 1/7 以上に相当する部分を外気に開放できること。ただし、これに代わるべき適当な換気装置があるときはこの限りでない。

４　施術に用いる器具、手指等の消毒設備を有すること。
※　はりを業とする場合には、オートクレーブ・乾熱滅菌器等を設置すること。但し、使い捨てのはりを使用する場合には、使用済みのはりの保管および廃棄を安全な方法で行うこと。

５　施術所は、住居・店舗等と構造上独立していること（出入口を別に設ける等明確に区画すること）。（指導基準）

６　施術室と待合室の区画は、固定壁で仕切られていること。（指導基準）

７　ベッドを２台以上設置する場合には、各々カーテン等で仕切り、患者のプライバシーに配慮すること。(指導基準)

※　あん摩マッサージ指圧・はり・きゅうと柔道整復の両方を行う施術所の場合、それぞれの開設届が必要です。その場合には、下記の事項に注意してください。

１　あん摩マッサージ指圧・はり・きゅうと柔道整復の両方を行う施術所の場合、それぞれの施術室を用意すること。

２　あん摩マッサージ指圧・はり・きゅうと柔道整復双方の免許を有する施術者が一人で施術する場合、施術室は兼ねてもよい。

３　待合室は別々に設けることが望ましいが、十分なスペースがあれば共用することはやむをえない。

※　施術所内で他の医業類似行為を行うことはできません（整体・カイロなど）。施設の区画、使用する器具類、広告を共有することはできませんのでご注意ください。

３　衛生上の措置

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師に関する法律施行規則第 26 条および柔道整復師法施行規則第 19 条により衛生上必要な措置が定められています。施術室の清潔や使用するタオル等の物品の管理には十分気をつけてください。

１　常に清潔に保つこと。
２　採光・照明及び換気を十分行なうこと。

４　名称に関する規制

① 医療法、医師法、医薬品医療機器等法、あはき法、柔整法その他の法律に抵触するような名称は使用できません。

病院又は診療所でないものは、これに病院、病院分院、産院、療養所、診療所、医院その他病院又は診療所に紛らわしい名称を付けてはならない。（医療法第３条） 表示不可例：〇〇療院、〇〇治療所、〇〇クリニック、〇〇薬局、〇〇はり科療院、〇〇はり科きゅう科治療所

医師でなければ、医師又はこれらに紛らわしい名称を用いてはならない。（医師法第１８条） 紛らわしい例：鍼灸医〇〇、中国鍼医〇〇

② あはき法に基づく施術所および柔道整復師法に基づく施術所においてはそれぞれの法律による広告の制限を受けるため、あはき法および柔道整復師法が混在する名称ではないこと。

表示不可例：〇〇鍼灸整骨院 （広告については〇〇鍼灸院・〇〇接骨院などの並列表記は可）

③ 施術所で認められない医業類似行為を名称に用いることはできない。

表示不可例：〇〇カイロプラクティック接骨院、〇〇鍼灸整体院

５　広告に関する規制

法律に定められた事項以外は、原則として広告できません。

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師に関する法律第７条第１項

あん摩業、マッサージ業、指圧業、はり業、きゅう業又はこれらの施術所に関しては、何人とも、いかなる方法を問わず、次に掲げる事項を除くほか、広告をしてはならない。

１　施術者である旨並びに施術者の氏名及び住所

２　業務の種類（あん摩業、マッサージ業、指圧業、はり業、きゅう業）

３　施術所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項

４　施術日又は施術時間

５　その他厚生労働大臣が指定する事項

〔厚生労働大臣が指定する事項〕

①もみりょうじ　　②やいと、えつ　　③小児鍼（はり）

④あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第９条の２第１項前段の規定による届出をした旨（保健所に届出をした旨）

⑤医療保険療養費支給申請ができる旨（申請については医師の同意が必要な旨を明示する場合に限る）

⑥予約に基づく施術の実施

⑦休日又は夜間における施術の実施

⑧出張による施術の実施

⑨駐車設備に関する事項

柔道整復師法第 24 条第１項

柔道整復の業務又はこれらの施術所に関しては、何人とも、いかなる方法を問わず、次に掲げる事項を除くほか、広告をしてはならない。

１　柔道整復師である旨並びにその氏名及び住所

２　施術所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項

３　施術日又は施術時間

４　その他厚生労働大臣が指定する事項

〔厚生労働大臣が指定する事項〕

①ほねつぎ(又は接骨)

②柔道整復師法第１９条第１項前段の規定による届出をした旨（保健所に届出をした旨）

③医療保険療養費支給申請ができる旨（脱臼又は骨折の患部の施術に係る申請については医師の同意が必要な旨を明示する場合に限る）

④予約に基づく施術の実施

⑤休日又は夜間における施術の実施

⑥出張による施術の実施

⑦駐車設備に関する事項

※広告可能な事項を広告する場合にも、その内容は、技能、施術方法又は経歴に関する事項については広告できません。（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師に関する法律第７条第２項および道整復師法第 24 条第２項）　広告できない例：〇〇流、胃腸病に効くはり、中国ばり、骨折等

６　その他

（１）変更届

開設届出内容に変更があった場合は、「施術所届出事項中一部変更届」を２部提出します。
変更内容によって、添付書類が必要な場合があります。

<table>
<tr><th colspan="3">提出書類</th><th>提出部数</th><th>注意事項</th></tr>
<tr><td colspan="3">施術所開設届出事項中一部変更届</td><td>２</td><td>変更事項を記入します。
※柔道整復とあん摩・はり・きゅうでは様式が異なります。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">添付書類</td><td colspan="2">施術日時の変更のとき</td><td></td><td>変更前、変更後の施術日時を記入してください。</td></tr>
<tr><td>構造設備の変更のとき</td><td>施術所の平面図</td><td>２</td><td>変更前、変更後の図面を添付してください。
ベッド・機器類の配置、各室の用途、寸法および面積、外気開放面積と位置または換気装置の位置、消毒設備の位置を記入してください。</td></tr>
<tr><td>従事者の変更のとき</td><td>業務に従事する施術者の免許証の写し・身分証明書の写し</td><td>２</td><td>変更前、変更後の従事者を記入します。
あらたに業務に従事することとなった施術者の免許証本証と写し、身分証明書の原本と写しをお持ちください。（本証と照合します。）</td></tr>
</table>

（２）廃止届

施術所を廃止した場合は、廃止後１０日以内に保健所に届けます。「施術所廃止届」を２部提出してください。

※柔道整復とあん摩・はり・きゅうでは様式が異なります。

問い合わせ先：品川区保健所生活衛生課医薬環境衛生担当
〒140-8715　品川区広町 2-1-36　電話 5742-9137